

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（同）…
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………（環境局総務部環境政策課）…
- 保安林の皆伐面積の残存許容限度……………（産業労働局農林水産部森林課）…
- ……………（産業労働局農林水産部森林課）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…
- 東京都港湾管理条例施行規則による制限区域の指定……………（港湾局港湾経営部経営課）…
- ……………（港湾局港湾経営部経営課）…
- 都市計画の案（五件）……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課・市街地整備部企画課）…
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）…
- 東京都知事の委任に係る平成二十九年度危険物取扱

扱者試験の実施……………

……………（一般財団法人消防試験研究センター）…

九

告示

●東京都告示第七百六十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき糀谷駅前地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十九年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第七百六十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十八年四月十三日から平成三十四年三月三十一日まで
- 三 施行地区
品川区小山三丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
品川区小山三丁目六番十九号

平成二十八年四月十三日

変更の内容

施行地区を品川区小山二丁目及び小山三丁目各地内に変更する。

事務所の所在地を品川区小山台一丁目二十二番八号昭和ビル二階に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十九年十二月一日

●東京都告示第七百六十二号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十条第一項の規定に基づき、（仮称）西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合
理事長 村田 常彦
荒川区西日暮里五丁目三十四番三号 ムツミビル五階北側
- 二 対象事業の名称及び種類
（仮称）西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業
高層建築物の新築
- 三 対象事業の内容の概略

対象事業は、荒川区西日暮里五丁目に位置する計画地において、最高高さ約百八十メートル、延べ床面積約十六万四千五百平方メートルの共同住宅、店舗、ホール(公益施設)、業務、地域貢献施設等を計画するものである。

四 周知地域の範囲

荒川区 西日暮里一丁目、西日暮里二丁目、西日暮里三丁目、西日暮里四丁目、西日暮里五丁目、西日暮里六丁目、東日暮里五丁目、東日暮里六丁目、荒川五丁目、東尾久一丁目及び東尾久四丁目の区域

文京区 千駄木三丁目及び千駄木四丁目の区域

台東区 谷中三丁目、谷中五丁目及び谷中七丁目の区域

北区 田端一丁目、田端二丁目、田端五丁目、東田端一丁目、東田端二丁目、田端新町一丁目、田端新町二丁目及び田端新町三丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

- (一) 期間
平成二十九年十二月一日から同月十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- (二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 荒川区環境清掃部環境課
荒川区荒川一丁目五十三番二十号
 - イ 文京区資源環境部環境政策課
文京区春日一丁目十六番二十一号
 - ウ 台東区環境清掃部環境課
台東区東上野四丁目五番六号
 - エ 北区生活環境部環境課
北区王子本町一丁目二番十一号
 - オ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階
 - カ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階
- 七 都民の意見書の提出
- (一) 提出方法
持参又は郵送
 - (二) 記載事項
ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見
 - (三) 期限
平成二十九年十二月二十日
 - (四) 提出先
東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第七百六十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する平成三十年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

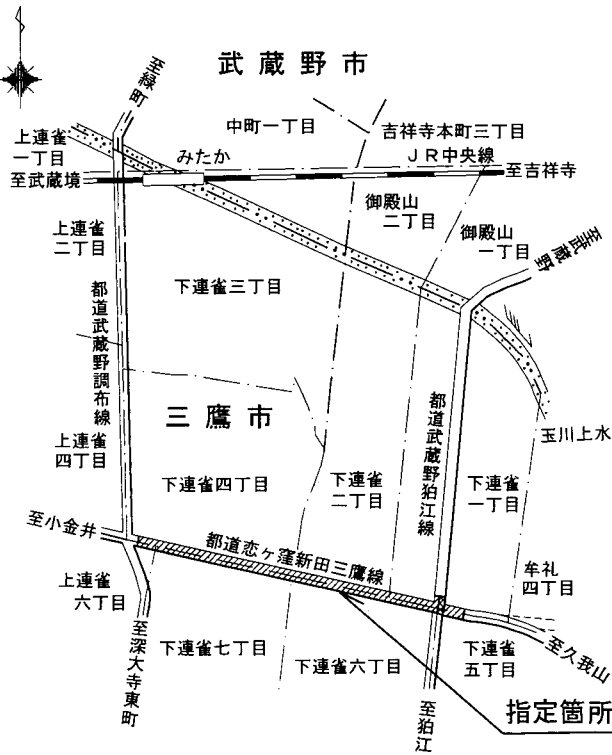
保安林の種類	単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
保安林の種類	単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
水源涵養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六三四・三六
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二三五・九九
	浅川	八王子市の区域	八一・八六
	計		九五二・二二
土砂流出防備保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	五一・二〇
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	一四・六二
	浅川	八王子市及び町田市の区域	六・八六
	大島	神津島村の区域	〇・五〇
	八丈島	八丈町の区域	八一・五四

<p>●東京都告示第七百六十四号 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。</p> <p>平成二十九年十二月一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一(一) 路線名 都道恋ヶ窪新田三鷹線</p> <p>一(二) 指定する区間 三鷹市下連雀四丁目三百二十番一地从先から同市下連雀五丁目九百三十番二地先まで</p> <p>一(三) 指定の概要 別図表示①のとおり</p>	<table border="1"> <tr> <td>計</td> <td>一五四・七二</td> </tr> <tr> <td>干害防備保安林</td> <td>〇・七〇</td> </tr> <tr> <td>秋川</td> <td>〇・七〇</td> </tr> <tr> <td>西多摩郡檜原村の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大島</td> <td>一・八六</td> </tr> <tr> <td>大島町の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八丈島</td> <td>〇・四〇</td> </tr> <tr> <td>八丈町の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小笠原</td> <td>八六・八八</td> </tr> <tr> <td>小笠原村の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸島</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>八九・八四</td> </tr> <tr> <td>保健保安林</td> <td>一六・三八</td> </tr> <tr> <td>多摩川</td> <td>一六・三八</td> </tr> <tr> <td>青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋川</td> <td>二〇・四〇</td> </tr> <tr> <td>あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浅川</td> <td>一〇・五二</td> </tr> <tr> <td>八王子市及び町田市の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小笠原</td> <td>一九六・〇〇</td> </tr> <tr> <td>小笠原村の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸島</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>二四三・三〇</td> </tr> </table>	計	一五四・七二	干害防備保安林	〇・七〇	秋川	〇・七〇	西多摩郡檜原村の区域		大島	一・八六	大島町の区域		八丈島	〇・四〇	八丈町の区域		小笠原	八六・八八	小笠原村の区域		諸島		計	八九・八四	保健保安林	一六・三八	多摩川	一六・三八	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域		秋川	二〇・四〇	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域		浅川	一〇・五二	八王子市及び町田市の区域		小笠原	一九六・〇〇	小笠原村の区域		諸島		計	二四三・三〇
計	一五四・七二																																														
干害防備保安林	〇・七〇																																														
秋川	〇・七〇																																														
西多摩郡檜原村の区域																																															
大島	一・八六																																														
大島町の区域																																															
八丈島	〇・四〇																																														
八丈町の区域																																															
小笠原	八六・八八																																														
小笠原村の区域																																															
諸島																																															
計	八九・八四																																														
保健保安林	一六・三八																																														
多摩川	一六・三八																																														
青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域																																															
秋川	二〇・四〇																																														
あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域																																															
浅川	一〇・五二																																														
八王子市及び町田市の区域																																															
小笠原	一九六・〇〇																																														
小笠原村の区域																																															
諸島																																															
計	二四三・三〇																																														
	<p>二(一) 路線名 都道武蔵野狛江線</p> <p>二(二) 指定する区間 三鷹市下連雀一丁目二十七番一地从先から同市下連雀六丁目六百二十番十三地先まで</p> <p>二(三) 指定の概要 別図表示②のとおり</p>																																														

別図

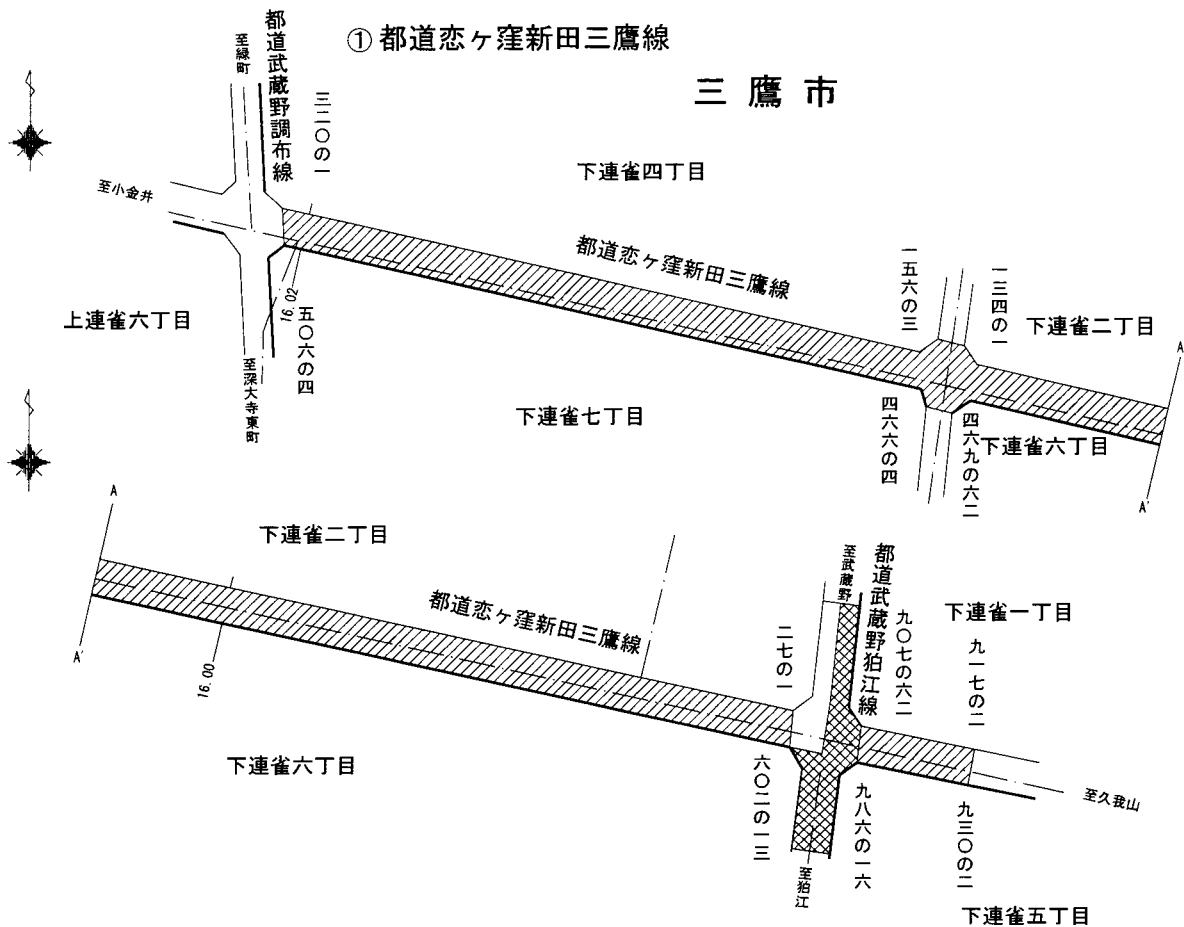
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道恋ヶ窪新田三鷹線
 都道武蔵野狛江線
 三鷹市下連雀四丁目～下連雀五丁目

- ① 都道恋ヶ窪新田三鷹線
 延長 九七九・三九メートル
 (電線共同溝予定名称 恋ヶ窪新田三鷹・三号)
 - ② 都道武蔵野狛江線
 延長 二四・三四メートル
 (電線共同溝予定名称 武蔵野狛江・十二号)
- 既指定区間

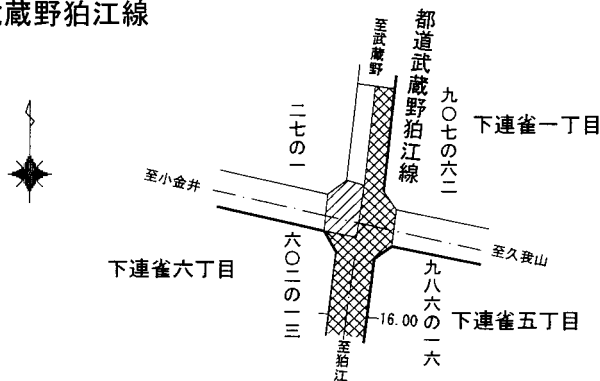


① 都道恋ヶ窪新田三鷹線

三鷹市



② 都道武蔵野狛江線



●東京都告示第七百六十五号

東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第百四号）第十三条の二第一項の規定により、制限区域を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

国際水域施設における制限区域

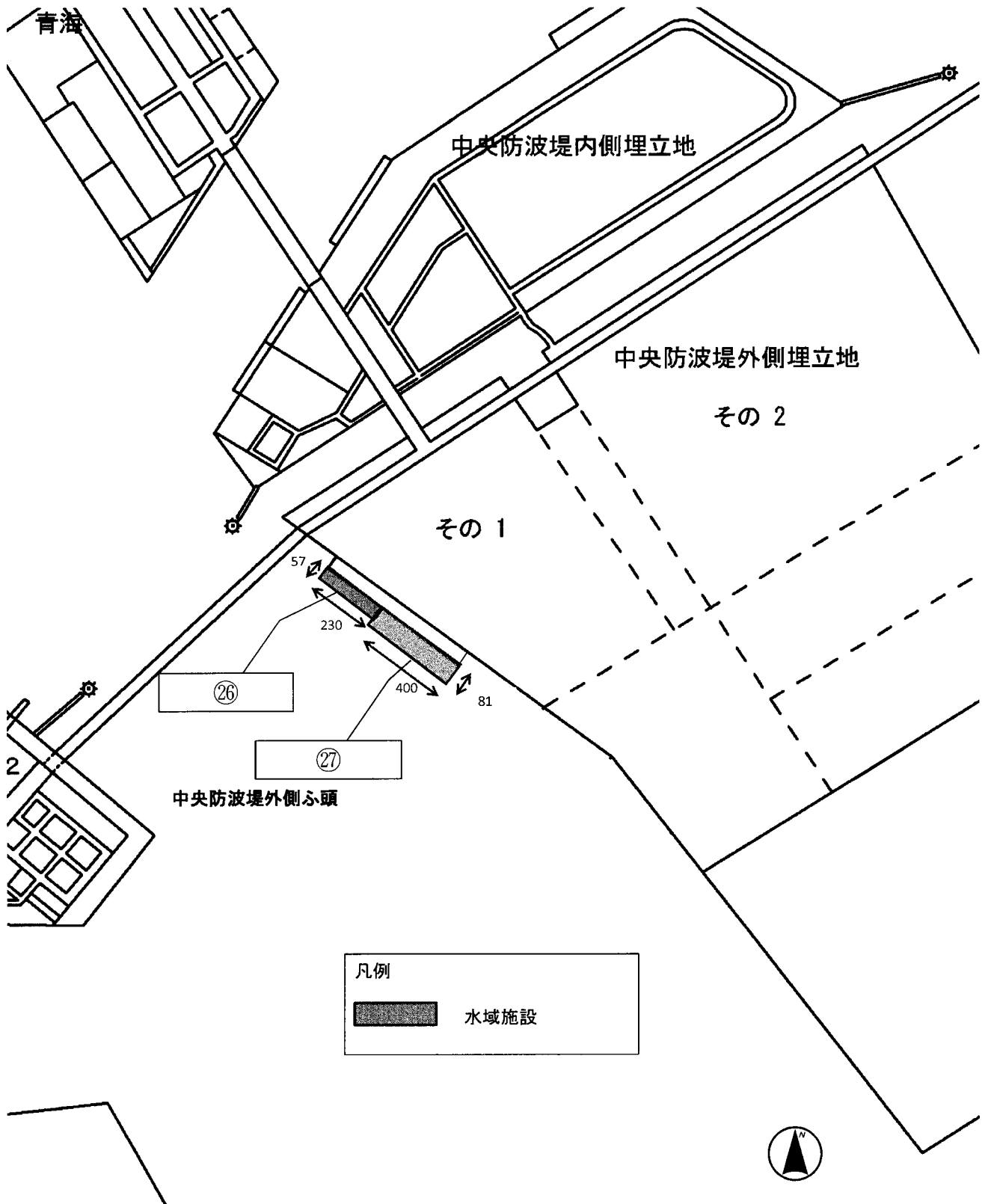
番号	名称	延長 (メートル)	制限幅 (メートル)	位置
②⑦	東京港中央防波堤 外側地区中央防波 堤外側ふ頭前面泊 地	四〇〇	八一	別図 のと おり
②⑥	東京港中央防波堤 外側地区中央防波 堤外側ふ頭前面泊 地	二三〇	五七	別図 のと おり

(備考) 国際水域施設における制限区域は、当該制限区域に係る国際埠頭施設に国際航海船舶が係留されている場合において、立入りが制限される区域である。

制限区域の位置図

別図

詳細図(中央防波堤外側地区中央防波堤外側ふ頭)



公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域 削除する部分

品川区西大井四丁目、世田谷区若林五丁目、梅丘二丁目、梅丘三丁目、豪徳寺二丁目、宮坂一丁目、渋谷区富ヶ谷二丁目、上原二丁目、中野区沼袋一丁目、沼袋二丁目、沼袋三丁目、沼袋四丁目、練馬区小竹町一丁目及び小竹町二丁目各

第一種中高層住居専用地域 追加する部分

品川区西大井四丁目、世田谷区若林五丁目、梅丘二丁目、梅丘三丁目、豪徳寺二丁目、渋谷区富ヶ谷二丁目、上原二丁目及び練馬区小竹町一丁目各

削除する部分

練馬区旭丘二丁目、小竹町二丁目及び北町六丁目各

第一種住居地域

追加する部分

世田谷区宮坂一丁目、練馬区旭丘二丁目及び北町六丁目各

削除する部分

港区海岸一丁目、品川区戸越五丁目、西大井四丁目、世田谷区松原二丁目、宮坂二丁目及び練馬区小竹町一丁目各

変更する部分

練馬区平和台四丁目及び北町六丁目各

近隣商業地域

追加する部分

品川区戸越五丁目、世田谷区豪徳寺二丁目、宮坂二丁目、中野区沼袋二丁目、沼袋三丁目、沼袋四丁目、練馬区旭丘二丁目、小竹町一丁目及び小竹町二丁目各

削除する部分

世田谷区松原一丁目、松原二丁目、練馬区旭丘二丁目及び小竹町一丁目各

変更する部分

品川区戸越五丁目地内

商業地域

追加する部分

世田谷区松原一丁目、松原二丁目、中野区沼袋一丁目、沼袋三丁目、練馬区旭丘二丁目及び小竹町一丁目各

準工業地域

追加する部分

港区海岸一丁目地内

二 縦覧場所

東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに港区役所、品川区

役所、世田谷区役所、渋谷区役所、中野区役所及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

新宿六丁目地 変更する部分
葛飾区新宿六丁目地内

二 縦覧場所

東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び葛飾区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画地区計画

環状第二号線 変更する部分

新橋・虎ノ門 地区地区計画

港区新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月一日

一 都市計画の種類 東京都知事 小 池 百合子
都市計画を定める土地の区域
東京都都市計画道路

幹線街路放射 削除する部分
第十九号線 港区高輪三丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画土地地区画整理事業に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画土地地区画整理事業

板橋西部土地 削除する部分

板橋区徳丸五丁目、徳丸八丁目、四葉一丁目、四葉二丁目、赤塚六丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び板橋区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

市街地再開発組合の理事長の住所の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

三澤 達司

二 住所

品川区小山三丁目十一番十七号パウハウス武蔵小山二〇三

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

九五八八	株式会社 信光	杉野 吉信	大阪府堺市 美原区丹上 四百十三番 地四	平成二十 九年十月 二十四日
九五八九	シンセイ 合同会社	菅原 礼子	千葉県松戸 市六高台四 丁目九十二 一―一―百十 一	同日
九五九〇	株式会社 YSK	山本 祐司	東久留米市 下里一丁目 十番十一号	同日
九五九一	阿部設備	阿部 和広	埼玉県北本 市下石戸五 丁目三百三 十四番地	同日
九五九二	エヌ・ハ ドル	鳴海 津一	狛江市中和 泉一丁目二 十一番十一 号メゾン ベルーフ二 〇三	同日
九五九三	誠和技研 株式会社	深川 伸二	新宿区新宿 七丁目二十 番二号	同日
九五九四	塚本設備 株式会社	塚本 信義	練馬区旭町 二丁目二十 五番二十号 石田ビル 一〇一	同日
九五九五	株式会社 トリムラ イフサポ ート	平井健太郎	大阪府大阪 市北区大淀 中一丁目八 番三十四号	同日
九五九六	有限会社	加藤 雅平	千葉県柏市	同日

九五九七	株式会社 春山設備 工業	春山 孝	青梅市梅郷 三丁目七百 八十一番地 の一	同日
九五九八	株式会社 うえずぎ 住設	吉住こず恵	足立区綾瀬 三丁目十八 番二十二号	同日
九五九九	常勝建設 株式会社	金子 康夫	町田市大蔵 町五百四十 五番地五	同日
九六〇〇	株式会社 エムエイ	馬 洪哲	足立区興野 二丁目二十 五番三号	同日

雑 報

東京都知事の委任に係る平成29年度危険物取扱者試験の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項に規定する東京都知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり行う。

平成29年12月1日

一般財団法人消防試験研究センター
理事長 田 口 尚 文

1 危険物取扱者試験の種類、実施日及び受験申請期間			
試験の種類	試験の実施日	受験申請期間	
乙種第4類	平成30年3月20日	電子申請	平成30年1月15日から 同月26日まで
		願書申請	平成30年1月18日から 同月29日まで
乙種第4類	平成30年3月21日	電子申請	平成30年1月15日から 同月26日まで
		願書申請	平成30年1月18日から 同月29日まで

2 受験申請方法
申請は、電子申請（インターネットを利用する受験申請）又は願書申請（願書を郵送又は持参することによる受験申請）により行ってください。

なお、電子申請と願書申請とは、受験申請期間が異なるので、御注意ください。

3 受験申請先
(1) 電子申請
一般財団法人消防試験研究センターホームページ
<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>
(2) 願書申請
一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター

4 試験会場
郵便番号151-0072 渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号
一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター

5 問合せ先
(1) 受験に関すること
一般財団法人消防試験研究センター

1

電話 03-3460-7798 (平日午前9時から午後5時まで)

ファクシミリ 03-3460-7799

(2) 電子申請に関する事

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (平日午前9時から午後5

時まで)

6 その他

(1) 受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター及び都内の各消防署(消防分署及び消防出張所を含む。)で配布します。

(2) 試験の実施場所は、変更することがあるので、受験票を確認してください。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

